

# 横浜市東戸塚地域ケアプラザ

## 指定管理者 公募要項

〔施設別資料〕

平成27年1月

横浜市戸塚区福祉保健課

## 横浜市東戸塚地域ケアプラザ関連資料

### 1 施設の概要

#### (1) 施設名称

横浜市東戸塚地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」という。）

#### (2) 所在地

横浜市戸塚区川上町4-4

#### (3) 開所年月

平成6年4月

#### (4) 開館等

月曜日から土曜日 午前9時～午後9時

日曜日・祝日等 午前9時～午後5時

現在の開館状況：年末年始及び月1回程度の施設点検日は休館

#### (5) 建物概要

鉄筋コンクリート造・地上2階

#### (6) 面積（詳細は「資料5 ケアプラザの面積持分・管理区分等」参照）

・敷地総面積 8,556.95㎡

・総床面積 5,232.50㎡

・ケアプラザ面積 800.44㎡

#### (7) 管理について

「資料3 諸室の面積・備品等」「資料4 保守点検に関する事項等」等を参照

#### (8) 位置図・平面図等

##### ア 案内図

JR東戸塚駅から徒歩5分



平面図 別紙を参照してください。

## (9) 複合施設としての留意点

- ア 本地域ケアプラザは、東戸塚地区センター（以下「地区センター」という。）及び横浜市戸塚地域療育センター（以下「戸塚療育センター」という。）と一体的に整備されており、両施設と連携して施設管理をすることが必要です。（管理に関する覚書参照）
- イ 地区センターについては、平成 27 年度に別途公募を行います。
- ウ 戸塚療育センターは平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、（社福）横浜市リハビリテーション事業団が指定管理者です。

## 2 地区・圏域等の基礎情報

### (1) 基礎データ（平成 28 年 4 月からのエリア、データは平成 26 年 3 月現在）

- ア 地区・町名  
秋葉町、川上町、品濃町、上品濃、前田町
- イ 人口  
42,767 人  
男 20,862 人、女 21,905 人
- ウ 世帯数  
17,813 世帯
- エ 年齢別人口  
65 歳以上人口  
6,646 人 男 2,930 人 女 3,716 人
- オ 自治会・町内会エリア  
東戸塚地区連合町内会、川上地区連合町内会
- カ 地域防災拠点エリア  
川上小学校、川上北小学校、品濃小学校等
- キ 学区  
横浜市教育委員会 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/>
- ク 地区内の主な施設（平成 26 年度現在のエリア内実績）  
とつか区民活動センター、戸塚区地域子育て拠点とつとの芽、東戸塚地区センター、秋葉コミュニティハウス
- ケ 地区における主な地域活動（平成 26 年度現在のエリア内実績）  
川上地区及び東戸塚地区社会福祉協議会、ひまわり食事サービス、凧揚げ大会、子育て支援（ぶらんこ、しゅぽっぼ）、料理教室、とつか災害防災ボランティアネットワークへの参加、はまちゃん体操、元気づくりステーション、戸塚区高齢者見守りネットワーク事業等

### (2) 主な計画等

- ア 横浜市地域福祉保健計画  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/keikaku/>
- イ 第 2 期戸塚区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/fukuho/keikaku/>  
※ 第 3 期指定管理期間開始時には第 3 期戸塚区地域福祉保健計画を推進することとなります。
- ウ 地区別計画

<http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/fukuho/keikaku/keikakusho2/higashitotsuka.pdf>

- エ 横浜市高齢者保健福祉計画  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyoukeikaku/>
- オ 横浜市障害者プラン  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/topics/plan/>
- カ かがやけ横浜子ども青少年プラン  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/action/plan/kodomoplan.html>
- キ 地域ケアプラザ業務連携指針  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/cp/houki/houki.html>
- ク 区政運営方針（URL）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/kuhosin/26hyosi.html>
- ケ 区防災計画（URL）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/somu/bousai/20120622102744.html>
- コ 特別避難場所開設・運営マニュアル  
別途調整します。

### 3 ケアプラザの実施事業

#### (1) 共通事項

- ア 地域福祉保健のネットワークの構築  
地域の関係団体・機関と連携を図り、地域福祉保健を推進するためのネットワークづくりを行います。また、地域福祉保健計画を推進します。
- イ 運営協議会の設置・運営  
地域の福祉・保健・医療の関係者、住民組織、利用者の代表者及び行政機関等で構成する「運営協議会」を設置し、地域のニーズや意向を反映した効果的な運営を行います。  
(年2回以上開催)

#### (2) 地域活動交流

- ア 福祉・保健活動団体等が活動する場の提供  
地域住民の福祉・保健活動等の支援及びこれらの活動・交流の場の提供を行います。
- イ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供  
地域の福祉保健活動団体や人材等の社会資源に関する情報を把握し、必要に応じて地域に情報提供します。また、把握した情報から地域ニーズを汲みとります。
- ウ 自主企画事業  
高齢・障害・子育て等地域で必要となっているニーズを基に自主事業（ボランティア講座、健康教室、介護教室等各種講座の開催）を実施し、地域の課題解決につなげます。
- エ ボランティアの育成及びコーディネート  
地域の担い手育成のため、ボランティア希望者のコーディネート及びボランティア発掘、育成を行います。

#### (3) 相談調整等

- 地域との連携により高齢者や子育て、障害者の福祉・保健等に関する相談を総合的に受け付けるとともに、情報提供、サービス調整、一般行政サービスの申請代行、介護保険に

関する苦情相談受付などを行います。

また、地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援する役割を担う中核的機関として、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士が各専門性を生かして相互連携しながら、以下の事業にあたります。

#### ア 包括的支援事業（地域包括支援センター業務）

##### （ア） 総合相談支援事業

高齢者に関する初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となる地域のネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行います。

##### （イ） 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等のサービス調整などを行います。

##### （ウ） 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーが個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等との連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する相談支援等を行います。

##### （エ） 介護予防ケアマネジメント

・要介護状態になるおそれのある方（二次予防対象者）を対象にした介護予防支援計画作成や目標達成の評価等介護予防ケアマネジメント業務を行います。（地域支援事業）

・要支援1・2の方を対象にした目標志向型の介護予防サービス計画作成や目標達成の評価等介護予防ケアマネジメント業務を行います。〈（4）に再掲〉

#### イ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりを行います。

また地域における包括的な支援体制を推進するために、個別ケース地域ケア会議、包括レベル地域ケア会議を実施します。

#### （4） 介護予防事業

講演会、健康教育等の介護予防に関する普及啓発を行う事業、介護予防に関する活動を行うボランティアの育成等の人材育成、並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業を行います。

#### （5） 介護予防支援事業・居宅介護支援事業

指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者として、介護予防ケアプラン（要支援者向け）及びケアプラン（要介護者向け）の作成、関係機関との連絡・調整、給付管理等を行います。

#### （6） 通所系サービス事業

介護保険指定介護サービス事業者として、在宅で援護を必要としている高齢者等に、日帰り入浴、食事の提供、機能訓練、健康チェック、送迎等の通所介護や介護予防通

所介護を行います。

なお、認知症高齢者を対象に、認知症対応型通所介護や介護予防認知症対応型通所介護を併せて行うことも可能です。

**(7) その他**

地域ケアプラザ協力医に関する業務、紹介及び相談調整他

**(8) 担当圏域（平成26年度現在）**

地域包括支援センターの担当圏域については、次のホームページで確認してください（ケアプラザの新規開所等によって担当圏域が変更になる場合があります。）。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/riyousya/jouhou/pdf/houkatu.pdf>

<資料1>

地域ケアプラザ実施業務一覧

運営業務	ア 福祉活動・保健活動等の支援 イ 福祉活動・保健活動等の交流のための施設の提供及びこれに伴う施設の利用者の調整 ウ 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催 エ 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供 オ 福祉サービス、保健サービス等の提供に関する調整 カ 地域福祉保健計画の推進 キ 地域包括支援センターで実施するよう定められている事業 ク 介護予防支援事業の事業提供 ケ 居宅介護支援事業の事業提供 コ 通所系サービスの事業提供 サ 運営協議会の運営 シ 協力医との連携 ス 利用料金、使用料金の徴収業務及び利用者把握業務 セ 使用料金収納業務 ソ その他の地域福祉保健に関する業務
維持管理業務	ア 施設管理業務 イ 清掃・除草業務 ウ 警備業務 エ 駐車場管理業務 オ 建築物・設備、機器等保守業務 カ 環境衛生業務 キ 建築物及び附帯設備の修繕業務 ク その他の維持管理業務

## <資料2>

### 地域包括支援センターの資格要件等について

#### (ア) 保健師その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、「経験のある看護師」です。また、「経験のある」とは、「地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない」とされています。なお、看護師には准看護師は含まれないものとなっています。

#### (イ) 社会福祉士その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、「福祉事業所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上であり、かつ、高齢者の福祉保健に関する相談支援業務に3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者」とされています。

上記を整理すると、

①「福祉事務所の現業員等（福祉事務所の査察指導員及び福祉事務所がない町村では福祉部局で業務を行っている社会福祉主事を含む。）の業務経験が5年以上」又は②「介護支援専門員の業務経験が3年以上」あり、かつ、③「高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者」となります。

#### (ウ) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者」とされています。

また、募集しても主任介護支援専門員の応募がなく、主任介護支援専門員の欠員が生じる事が明らかな場合は、主任介護支援専門員の欠員による地域包括支援センターの市民サービス低下を避けるため、暫定措置として、直近の「主任介護支援専門員研修」受講を条件として、受講資格を有する者（ケアマネ実務経験5年以上など）の配置を認めることとします。

※ (ア)～(ウ)の「その他これに準ずる者」については、経過措置となっていますが、この経過措置の期間に関しては、「当分の間」とされており、現時点で具体的な期限は示されていません。（厚生労働省の見解）

※ (イ)の「福祉事務所」とは、横浜市においては「福祉保健センター」となっているため、通常、職員を募集する場合は、①に該当しない可能性が多いため注意をしてください。

※ (ウ)の研修に関する問い合わせは、健康福祉局地域支援課（電話045(671)2388）になります。



### <資料3> 諸室の面積・備品等

※備品については別添物品管理簿をご覧ください。

単位：m<sup>2</sup>

	室名	1階	2階	計	備品等
ケア プラザ 専用	[相談・調整部門]			[96.47]	
	事務室		56.00	56.00	テーブル、椅子、椅子、コピー機、パソコン、ロッカー、電話、FAX、冷蔵庫、シュレッダー等
	更衣室		7.52	7.52	ロッカー等
	相談室		15.25	15.25	テーブル、椅子等
	地域ケアルーム		17.70	17.70	テーブル、椅子等
	[デイサービス部門]			[249.28]	
	デイルーム		148.80	148.80	
	(デイルーム)		(80.47)		ダイニングテーブル、椅子、長椅子、ソファ ーベッド、ベッド、マットレス、布団一式、書 架、ホワイトボード、カラオケセット等
	(給食室)		(57.05)		
	(休養室)		(11.28)		
	厨房		37.90	37.90	食器、調理器具、トレイ等
	浴室		30.00	30.00	シャワーベンチ、洗面器等
	脱衣室		19.50	19.50	脱衣かご等
	洗濯室		13.08	13.08	洗濯機、乾燥機等
	[地域交流部門]			[153]	
	多目的ホール	87.05		87.05	机、椅子、ホワイトボード等
	倉庫	12.19		12.19	
	調理室	16.50		16.50	ワゴン、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ等
ボランティアコーナー	29.13		29.13	テーブル、椅子等	
倉庫	8.13		8.13		
共用	[共用部分]			[301.69]	
	機械室	21.88		21.88	
	機械室	7.60		7.60	
	トイレ	21.2	31.80	53.00	
	玄関ホール	59.00		59.00	
	廊下・階段・EV等	72.44	77.25	154.49	
合計	339.92	460.52	800.44		

## <資料4> 保守点検に関する事項等

指定管理者は下表の保守点検等を実施することとします。下表に記載のない事項であっても、法令・規則等で定められている点検等については、指定管理業務として適切に実施することとします。

項目	内容		経費負担割合 (%)			事務局	
			戸塚療育	地区センター	ケアプラザ		
保守点検委託	清掃	日常清掃（共用部分）	毎日	50	50	0	戸塚療育
		日常清掃（専有部分）	月1回	90	0	10	
		害虫駆除	年3回	75	0	25	
		定期清掃	年6回	47	38	15	
		窓ガラス、カーペット清掃、植栽管理	年4回				
		貯水槽、湧水槽、排水管清掃	年1回				
		地下機械室清掃	月1回				
		空気環境測定	年2回	100	0	0	
		水質検査	年1回				
	機械警備	日常機械警備	随時	47	38	15	戸塚療育
	エレベーター保守	エレベーター保守（2基） ※建築基準法12条4項の定期点検含む	月1回	50	50	0	戸塚療育
	自動ドア保守	自動ドア保守（7台）	年4回	57	29	14	戸塚療育
	消防設備保守（各種消防機器、非常用自家発電装置、直流電源装置）	自動火災報知設備、防火排煙設備、非常放送設備、誘導灯、消火設備ガス漏れ火災警報設備、避難器具、非常用自家発電機保守、直流電源装置保守等	年2回	47	38	15	戸塚療育
	空調機器保守等	空調機器、ファンコイルユニット保守	年2回ほか	47	38	15	戸塚療育
		各種フィルター清掃	年4回				
循環浄化装置等保守		年3回					
給湯ボイラー		年2回					
	蓄熱槽保守、中央監視盤、	年1回					

	設備総合巡視 点検	吸収冷温水機、冷却 塔等の点検	月1回	47	38	15	戸塚療育
	冷暖房機器関 係保守	ヒートポンプ、チラ ーユニット等保守	年4回	47	38	15	戸塚療育
	自家用電気工 作物保守		月1回	47	38	15	戸塚療育
修 繕	共有部分に係 る修繕	共有部分、敷地部分	随時	47	38	15	戸塚療育
リ ー ス	電話交換機器 保守			62.5	12.5	25	戸塚療育

## <資料5>ケアプラザの面積持分・管理区分等

### 1 建物区分（総床面積 5,232.5 m<sup>2</sup>）

施設名	専有床面積(m <sup>2</sup> )
横浜市戸塚地域療育センター	2,462.76
横浜市東戸塚地区センター	1,969.30
横浜市東戸塚地域ケアプラザ	800.44

### 2 財産区分

#### (1) 土地

全体市所有地は共有して所有することとし、専有面積の按分率に応じて、4,500.96 m<sup>2</sup>をこども青少年局財産、4,055.99 m<sup>2</sup>を戸塚区財産とします。

#### (2) 建物

建物は区分所有することとし、横浜市戸塚療育センター2,462.76 m<sup>2</sup>をこども青少年局財産、横浜市東戸塚地区センター1,969.30 m<sup>2</sup>を戸塚区地域振興課所管の戸塚区財産、及び横浜市東戸塚地域ケアプラザ800.44 m<sup>2</sup>を戸塚区福祉保健課所管の戸塚区財産とします。

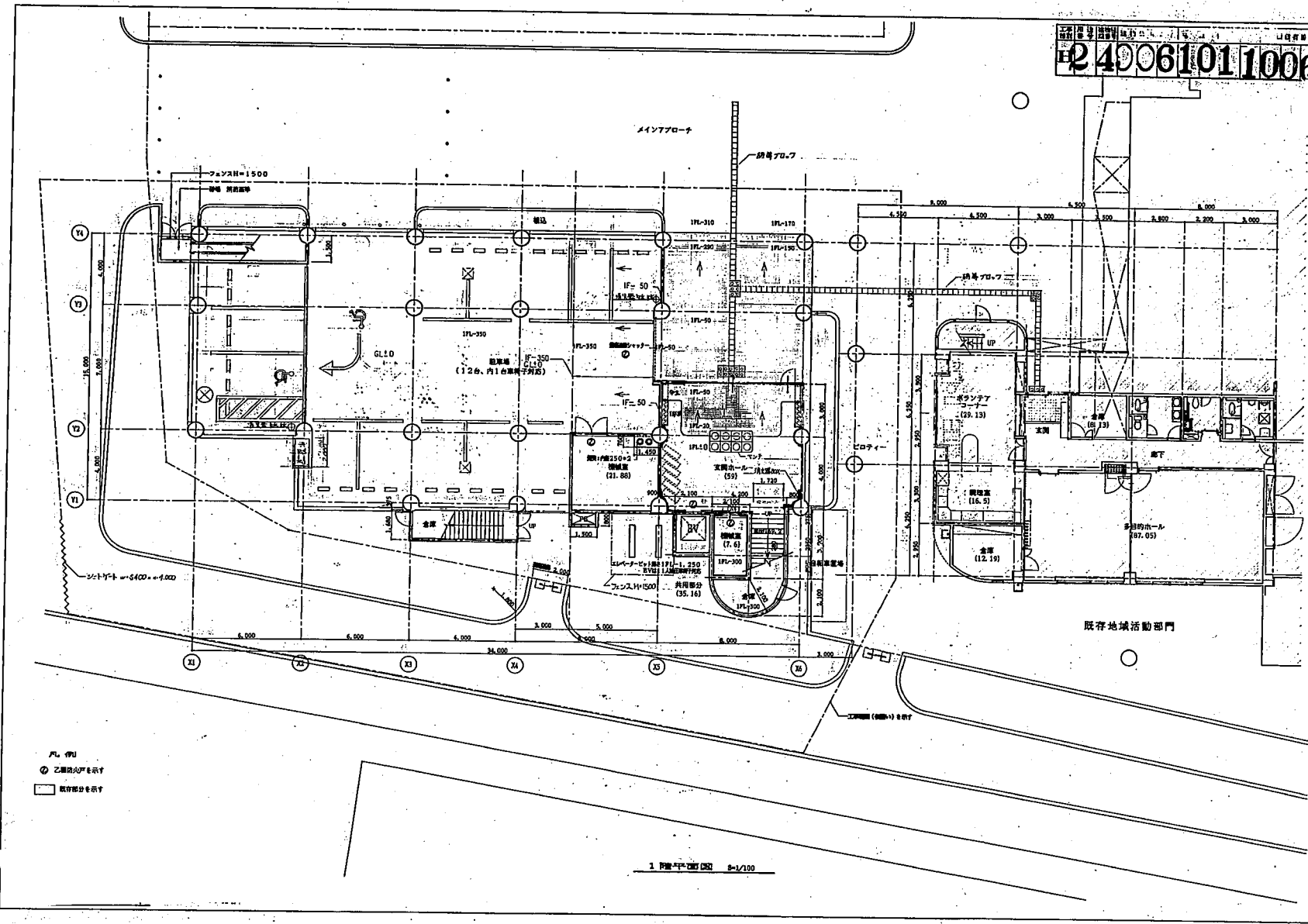
#### (3) 財産に関する特記事項

行政財産の目的外使用については、指定の局又は区が行政財産の目的外使用の許可をすることとし、目的外使用にかかる使用料の納入がある場合には、許可をし局又は区がこれを受けることとします。

### 3 施設管理、建物の財産区分、管理区分、保守点検等の事務局施設・経費負担割合

別紙「横浜市戸塚地域療育センター、横浜市東戸塚地区センター及び横浜市東戸塚地域ケアプラザの所有区分及び管理に関する覚書」をあわせて参照してください。

240061011006



凡例  
 ⊙ 乙種防火区を示す  
 □ 既存部分を示す

